



# 国民健康保険税の納付が始まります!



## 国民健康保険税は納期限内に納めましょう

国民健康保険は、病気やけがをした場合に安心して医療を受けることができるよう、加入者が保険税を納め、医療費の負担を支えあう、助け合いの制度です。

令和4年度の国民健康保険税納税通知書を7月にお送りしますので、内容をご確認いただき、保険税の納付をお願いいたします。納付期限を過ぎると、督促手数料や延滞金が付きます。また、期限が切れた納付書では納付できないため、納付書再発行の手続きが必要となりますのでご注意ください。

## 令和4年度 国民健康保険税の納期限

今年度の納期限は下記のとおりです。納め忘れのないようお願いいたします。

1期	8月1日(月)	2期	8月31日(水)	3期	9月30日(金)	4期	10月31日(月)
5期	11月30日(水)	6期	1月4日(水)	7期	1月31日(火)	8期	2月28日(火)

## キャッシュカードのみで口座振替手続きができます!

国民健康保険税の納め忘れがなくなり、翌年度以降も自動的に継続される口座振替がおすすめです。

- 手続きに必要なもの: 身分証・金融機関のキャッシュカード
  - 利用できる金融機関: 沖縄銀行・琉球銀行・沖縄海邦銀行・ゆうちょ銀行
- ※JAについては、従来の口座振替依頼書による申込手続きとなります。

## どうしても納付が困難な時は・・・

納付のご相談や申請によって受けられる減免制度等があります。



### 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少するなど、国民健康保険税の納付が困難な場合には、保険税が減免となる可能性があります。

### 非自発的失業者の軽減措置

雇用保険を受給している方で会社の倒産や解雇・雇止めなどにより失業した方は、国民健康保険税を軽減する制度があります。

※雇用保険受給資格者証の提示が必要です。

### 収入がなくても申告を!

国民健康保険税は申告等を基に所得の判定を行っています。申告等がない場合、適切な課税がされず、また、軽減・減免等を受けることができません。申告がまだの方は税務課で手続きをお願いいたします。

- 各種申請などのお手続き、納付のご相談は健康保険課へお問い合わせください。



お問い合わせ: 健康保険課 国保係 ☎966-1217